

中小企業の視点で見た新「会社法」

ここが
知りたい **資本金1円の株式会社が解禁**



6月29日に新「会社法」(以下、新法)が成立しました。その結果、06年にも会社の設立や運営が簡素化され、1円で株式会社をつくれるようにするなど、経営や起業の自由度が大幅に広がります。この他にも合併等の組織再編の緩和や買収防衛策の強化などが眼目ですが、ここでは、中小企業やこれから会社組織にしようとする方にとって身近と思われる事項に絞って紹介して参ります。

株式会社が簡素化される

実際は、有限会社に向いている零細企業なのに、信用を得るために形だけ株式会社になっている---こんなケースは結構あります。そのため、名目上の監査役を置いただけの株式会社が全体の4分の3を占め、取締役会を規定どおり3か月に1回以上開いているのは3分の1に過ぎないなど、商法違反が常態化しています。それに対し、有限会社は最低資本金が300万円がよく、設立手続きも運営も簡単です。

		株式会社	有限会社
設立 手 続 き	最低資本金	1千万円以上	300万円以上
	役員数	3人以上	1人以上
	取締役	1人以上	置かなくてもよい
	代表取締役	1人以上	置かなくてもよい
	監査役	1人(大会社は3人)以上	置かなくてもよい
	取締役会	3か月に1回以上開催必要	開催しなくてもよい
運 営	役員任期	2年ごとに改選	無期限
	取締役	4年ごとに改選	
	監査役		
	総会の決議	開催必要	書面でよい

こうしたことから、新法では、株式に譲渡制限を設ける中小企業(=株式譲渡制限会社)であれば、取締役会や監査役を置かなくてもよいとするなど、中小企業のニーズに対応しました。一方、上場していなくても、自由に譲渡できる株式が一部でもあれば「公開会社」に分類されます。後者は取締役会の設置が必要であり、大会社だと、さらに会計監査人を置かなければならないなど、逆に要件が厳しくなります。

最低資本金規制が撤廃

現行法の下では、有限会社と言えど、最低300万円の資本金が必要です。資力が十分ではないサラリーマン等にとっては、会社を設立して起業するときの最低資本金は、依然高いハードルです。そのため、新法では最低資本金の規制が撤廃され、極端な話、資本金が1円でも株式会社を設立できるようになる、これも大きな目玉です。

- 現行の特例制度における創業者とは -

1円会社といえば、確認(株式・有限)会社といひまして、すでに一昨年から、経済産業省の確認をとれば、設立できるようになりました。しかしながら、この特例制度を使えるのは、少なくとも創業者の条件を満たしている人に限ります。この創業者^{クセモノ}というのが曲者で「事業を営んでない個人」でなければなりません。したがって、個人事業主が事業を会社組織にする(=法人成りといひます)場合や会社の代表取締役がさらに新しい会社を設立する場合には使えません。

[創業者に当たらない事例]

- ・創業者として確認(株式・有限)会社を設立し、当該法人の代表者に就任した者
- ・非営利活動法人の代表権を持つ役員

[創業者に当たる事例]

- ・個人事業主の配偶者もしくは廃業した個人事業主
- ・代表権を持たない会社等の取締役
- もしくは役員の職を退いた元法人の代表者



創業者の条件を満たし、設立された確認(株式・有限)会社が、他の個人事業主や他社の代表者を出資者に加えたり、代表取締役に就任させることは、差し支えありません。要はその創業者が責任をもって主体的に事業を行うかどうか、肝心であって、必ずしも創業者本人が代表者にならなければならないわけではありません。

- 5年以内の増資の要否 -

よしんば、創業者として確認(株式・有限)会社を設立できたとしても、設立から5年以内に、会社の資本金を最低資本金に達するまで増加することができなければ、

- 他の種類の会社に組織変更するか、
- 解散するか

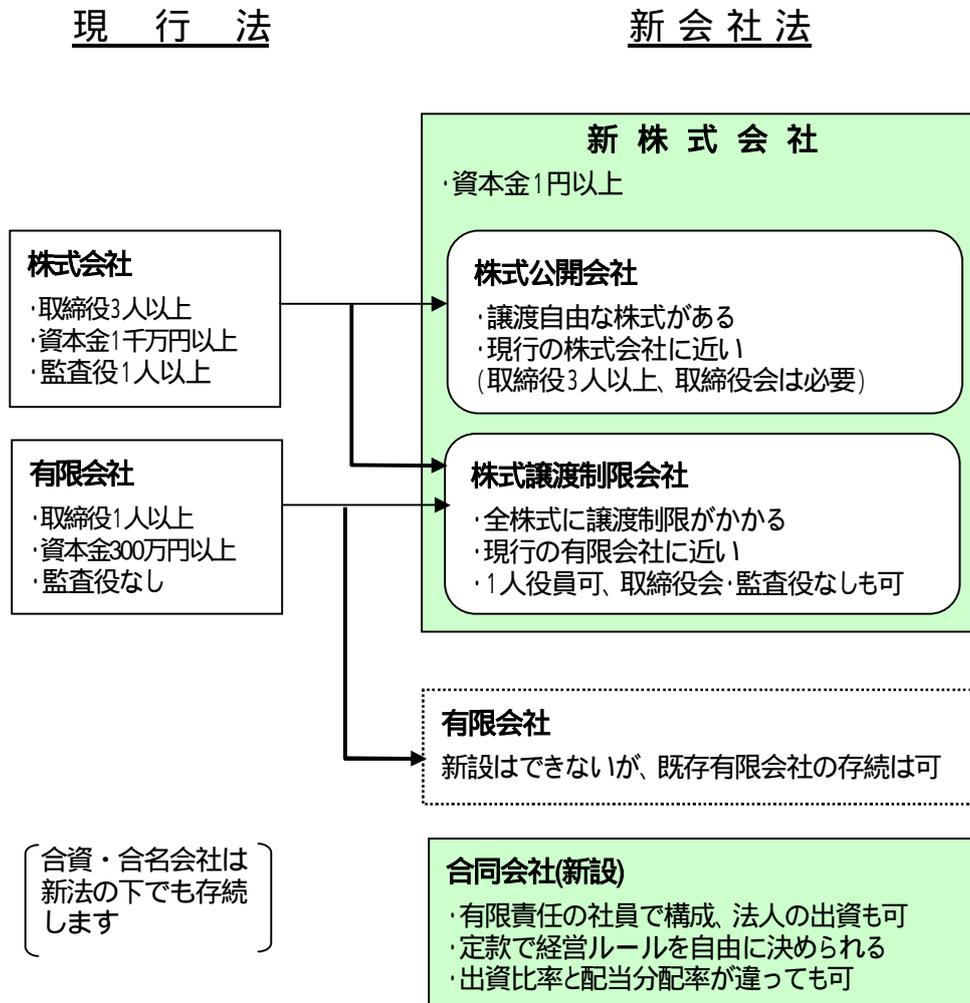
..... のどちらかになります。

それに対し、新法であれば、経済産業省への面倒な申請をしなくても済みますし、ずっと1円でも構いません。新法が施行されてから設立された会社はもちろん現在の確認(株式・有限)会社でも5年以内に最低資本金を満たすという義務がなくなります。

そのため、既に確認(株式・有限)会社を設立したオーナーで、ホッと胸をなで下ろした方が多いと思います。

新会社法の類型

新法では、現行の合資会社、合名会社に似た「合同会社」という形態も新設されます。合資・合名会社は、無限責任の社員(=出資者)が負債などの全責任を負いますが、合同会社は有限責任(=出資した分だけ責任を負う)の社員だけで構成される点が異なります。新法の下での会社の類型は以下のとおりです。



規制緩和される類似商号

会社名(=商号)は「同じ市区町村内に、同じ業種・業態の商号が既に登録されているときは、同一または似た商号(=類似商号)を付けられない」というルールがあります。例えば、「株式会社ひまわり書店」がある町で、「株式会社第一ひまわり書店」という会社は設立できません。

そのため、事前に類似商号がないか否かを調べなければなりません。仮に登記申請の段階で類似商号と判定されとそれまでの手続きが無駄になってしまいます。

ところが新法では、同一住所でなければ同一商号でも可となるので、これから会社を設立したり、本店を他の市区町村に移転させようとする者にとっては朗報です。ある意味では、この部分がもっとも身近な変更事項であるかも知れません。

個人と法人成りの税の損得

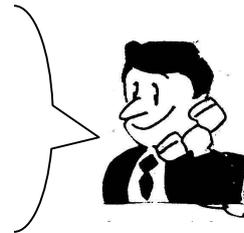
法人成りに、踏み切る際の要件とは？



私は、個人事業を営んでいますが、今度の新会社法を契機に個人事業から会社組織にする(=法人成り)ことを検討しています。法人成りすると合法的な節税をすることができるといわれていますが、法人成りに踏み切るための目安のようなものを教えてください。

給与所得控除による軽減効果

個人事業から事業主に給与を支払うことはできません。一方、法人成り後は、法人が社長に対し給料を支払うことになり、適正額については会社の経費で落とせます。給料は社長個人の給与所得になり、所得税・住民税が掛りますが、この給与所得は、給与収入から給与所得控除を差し引いて求めた額です。



つまり、法人成りすると給与所得控除分が法人税と所得税において二重の経費となり、法人成りの税の軽減メリットとなります。

税率差による軽減効果

また個人の所得税・住民税は、累進課税といって、所得が高くなればなるほど税率が高くなります。例えば夫一人で1千円の年収を得る家庭よりは、夫婦で500万円ずつ年収を得る家庭の方が全体の税負担は低くなります。法人成りするという事は、会社と社長で(場合によっては、妻を役員にすれば、妻も含めて)所得を分散化することになり、税の軽減効果が、より高まります。

副産物的なメリットとしては、資本金が1千万円未満の会社であれば、売上が年1千万円以上でも設立2年目までは消費税の納付が免除されます。したがって、個人事業者の年商が初めて1千万円以上に達し、消費税の課税業者になる年(=年商1千万円に達した年の翌々年に当たる)に法人成りすれば、当初の2年間の仮受け消費税は、まるまる益税になります。(もっとも益税相当分は法人税等の課税対象にはなりません)

法人成りの目安は

個人の所得税等が累進課税であるのに対し、法人税は2段階の定率税率です。また法人住民税は個人住民税とは異なり、均等割の部分があり(赤字であっても)年7万円が定額で掛かります。

そのため、ある程度の収入がないと、法人成りした方が、逆に負担が大きくなります。法人税、住民税、事業税の税全体の税率差に着目すると、概ね課税所得が、900万円を超える個人事業所得者は、900万円を超える部分を会社の所得に転換すると軽減効果が得られます。

もっとも節税以前の問題として、会社と社長個人は別人格なのでおカネは明確に分けて、管理しなければなりません。「買掛金、未払費用、預かり金の残高は把握していない」、「請求書や領収書に目を通すのは月に一度」とくに事業用のおカネと個人的な費用をゴッチャにしているような事業者は、法人成りを見送った方が無難です。